

介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けようとする

介護事業者の方へ

生活保護法第 54 条の 2 第 2 項の規定により、介護保険法の規定による指定又は開設許可がなされた場合には、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされます。

生活保護法の指定介護機関としての指定が不要な場合 (※) には、生活保護法第 54 条の 2 第 2 項ただし書の規定に基づき、別紙の申出書について必要事項を記載のうえ、介護保険事業所指定担当窓口に提出してください。

※ 生活保護法の指定を不要とした場合には、生活保護を受けている方に対する介護サービスを行うことができなくなりますので、十分ご注意ください。

生活保護法に関する問い合わせ先 鳥取県福祉保健部福祉監査指導課保護担当 電 話： 0 8 5 7－2 6－7 1 4 4 ファクシミリ： 0 8 5 7－2 6－8 1 2 7

(別紙)

申 出 書

生活保護法第 54 条の 2 第 2 項ただし書の規定に基づき、生活保護法第 54 条の 2 第 2 項に係る指定介護機関としての指定を不要とする旨申し出ます。

1 介護機関の名称及び所在地

名 称 _____

所在地 _____

2 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所

・開設者の氏名及び住所

※開設者が法人の場合には、法人名・代表者名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

氏名 _____

住所 _____

・管理者の氏名及び住所

氏名 _____

住所 _____

3 当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類

事業の種類 _____

令和 年 月 日

(申出先) 鳥取県知事

住所

申出者 (開設者)

氏名

印